

# 社会保障審議会少子化対策特別部会 第10回(9/5)～第19回(12/3)における 委員等から出された主な議論

第20回社会保障審議会 少子化対策特別部会	参考資料 1
平成20年12月9日	

## (目次)

1	制度改革の検討が必要となっている背景について	1
2	保育サービスの必要性の判断基準	7
3	利用方式のあり方を中心とする保育サービスの提供の仕組みについて	14
4	多様な提供主体の参入について	21
5	保育サービスの質(1)	23
6	保育サービスの質(2)(認可外保育施設の質の向上)	30
7	地域の保育機能の維持向上	38
8	多様な保育サービス(延長保育・休日保育・夜間保育・病児病後児保育等)	40
9	放課後児童クラブ	43
10	すべての子育て家庭に対する支援の仕組み	47
11	経済的支援	52
12	情報公表・第三者評価等について	53
13	財政方式・費用負担	56
14	その他	58

## 1 制度改革の検討が必要となっている背景について

<p>○ 女性の就業率上昇や働き方の多様化等の変化への対応の必要性</p>	<p>○ 待機児童は現に認可保育所に申し込んで待っている人。最初から申し込むことを諦めてしまっている人たちがたくさんいる。他の社会保障制度に比べニーズが潜在化している。〔第12回・宮島委員〕</p> <p>○ 今いる待機児童を解消しても、労働力率と出生率を上げれば、もっと潜在需要が出てくる。それを解決しなければ社会保障の持続可能性は危うい。〔第12回・駒村委員〕</p>
---------------------------------------	--

<p>○ 女性の就業率上昇や働き方の多様化等の変化への対応の必要性</p> <p>(続き)</p>	<p>○ 日本の若い子どもがいる母親の就業率の低さ・就業希望の大きさは国際比較でも際だっており、待機児童は、こうした人たちを外してカウントされているもの。出生率が上がればさらに需要が増えるのであり、それを確認した上で、大きな政策転換が必要。〔第12回・庄司委員〕</p> <p>○ 現行制度のままでは、都市部と地方部に課題が二極化した状況に対応できない。運用上で解決できない制度的な課題をクリアにする必要。〔第12回・吉田委員〕</p>
<p>○ 就労支援の役割に対する期待の高まり、多くの家庭が利用するサービスとなってきたことへの対応の必要性</p> <p>○ 保育サービスの利用保障や公的責任の強化の必要性</p>	<p>○ <u>少子化対策は、緊急課題として国を挙げて取り組むべき課題。この部会は、持続可能な社会保障を目指して今後の地平を開くという使命がある。現行制度の維持にこだわりすぎて、結果として待機児童や地方の保育機能の維持の問題が解決しないままでは、公立保育所に起きた一般財源化が、私立保育所にも起こる危険があるということを重々考えて、議論を踏み込まねばならない。</u>  <u>財源投入の流れに乗り、公的関与がしっかりと入った、質の確保された良い仕組みを構築する必要がある。〔第19回・大日向部会長〕</u></p> <p>○ 従来の児童福祉の枠組みから一歩踏み込んで、両立支援という新しい使命が緊急的・国家的課題になっていることを強く認識すべき。〔第12回・駒村委員〕</p> <p>○ 出生率の回復と女性の労働市場参加のどちらか一方しか成立しない場合、社会保障全体の持続可能性が極めて厳しくなる状況にあり、二兎を追わなければいけない。しかも早急に。社会保障に占める新しいシステムの重要性の認識をあらためて関係者が共有する必要。〔第12回・駒村委員〕</p> <p>○ 子ども家族政策の視点をベースにしながら、かつ、労働政策的なスピード感の視点も入れなければならないという両方の構造。〔第12回・吉田委員〕</p> <p>○ 少子化・人口減少は、国家の競争力・国力に直結する問題であり、国家戦略的な視点でのアプローチが必要。〔第12回・福島委員〕</p> <p>○ 全体の仕組みの中で、過渡期対策を行うのが良いのか、待機児童が多い地域のみで考えるのかという議論がある。〔第12回・山縣委員〕</p>

○ 就労支援の役割に対する期待の高まり、多くの家庭が利用するサービスとなってきたことへの対応の必要性

○ 保育サービスの利用保障や公的責任の強化の必要性

(続き)

○ 待機児童のいる市町村に、20～30代の女性の3分の2が居住しているということだが、そのことをもって、認可制度を柔軟にして認可外の活用というのではなく、冷静な議論が必要。保育の実施義務の例外規定について、きちんと市町村に理解してもらうことが必要。〔第18回・山縣委員〕

○ 今いる待機児童を解消しても、労働力率と出生率を上げれば、もっと潜在需要が出てくる。今の待機児童を解消すれば良いという問題でシステムを考えるのではない。〔第12回・駒村委員〕

○ 今いる待機児童の解消のためだけにこの議論をしているのではなく、まさに両立支援が極めて緊急課題であり、質を下げずにいかに拡大していくかということ。今いる待機児童の解消の話から、一步も二歩も進まなければならない話。〔第18回・駒村委員〕

○ 今いる待機児童も、市町村がかなり抑制的に押さえているもの。また、待機児童が少数であっても、大幅な定員超過で吸収しているところもかなりある。〔第18回・吉田委員〕

○ 認可保育所をあきらめた人たちが、公の本来の支援から外れていることについて、不公平という声がある。〔第12回・宮島委員〕

○ 保育サービスを受けられる人たちと受けられない人たちの公平性の確保を、量が不足している中では過渡的に考えなければならない。〔第12回・佐藤委員〕

○ 保育所の選択制といっても、産後休む間もなく、入園に対して努力しなければならず、切羽詰まっている。どれだけ自分の困窮度をアピールしていくか等、ノウハウに走りがち。目の前の子どもに向きあえず、子育てする権利が保障されていないようなところがある。さらに、祖母や夫から「預けてまで仕事をしたいのか」と反対からスタートする方も結構いて、厳しいというのが実感。〔第16回・原参考人〕

○ いろいろなメニューをやっているかどうかだけで選んでいかにざるを得ないようなことは避けて欲しいと思うが、やはり期限があって入れるか入れないかという瀬戸際にいるので、100%納得しなくても入所を決める人がとても多い。〔第16回・原参考人〕

○ 働き方の多様化等を踏まえ利用者視点にたった仕組みとする必要性、選択性の向上

- 今の認可保育所は、必ずしも様々な働き方のニーズに合っていない部分がある。〔第12回・宮島委員〕
- 今までの認可保育所は、朝から夕方まで、毎日来ることを前提にした保育を行ってきたが、やはり短時間就労者にも保育は必要。これを認可保育所とは別の対応とするのか、それとも認可保育所が今までとは違った保育のあり方を考えていくのか。〔第12回・庄司委員〕
- 時間外、夜間・休日、求職者の対応等多様なニーズに対して、すべて今の認可保育所で対応しなければならないのかどうか。提供の仕方を変える方法もある。〔第12回・大石委員〕
- サービスとして、保育所に限定するより、家庭的保育など範囲をもう少し緩やかに捉えて良いのではないか。〔第13回・山縣委員〕
- パートを含めた不定期勤務の多様な働き方については、一時預かりや幼稚園の延長保育なども総合的に考えながら保育のニーズを精査していく必要がある〔第16回・原参考人〕
- いろいろな形の就労があり、例えば週1～3日、定期的に保育を利用する一時保育・特定保育のような場を拡充することが有効であり、効率的でもあると思う。ただし、こうした非定型的な保育と恒常的な保育を同じ仕組みの中に収めることは、必ずしも良いとは思えない。〔第16回・遠山参考人〕
- 認可保育所以外にも多様な受け皿がある一方、全く経済的支援がないが、すべて認可保育所だけでフォローするのは現実的に無理であり、様々なサービスに対して支援が行われることが大事。適用の仕方は慎重にしつつも、一定の基準を満たした多様なサービスに利用券が使える仕組みとすることも一つの検討課題。〔第13回・宮島委員〕
- 今の日本は、非常に多様な働き方をしており、定型的な認可保育所による保育サービスだけでニーズに応じきれっていない。〔第13回・内海委員〕
- 多様な働き方に対応していく公的責任をどう果たすかを考えるべき。〔第15回・内海委員〕
- 「多様なニーズに応える」というよりはむしろ、「児童福祉的な観点」から、早朝・夜間保育<sup>4</sup>を専門に扱うような認可保育所を積極的に作る必要があるでは。〔第15回・杉山委員〕

<p>○ 保育所と利用者が向き合いながら、質の向上を促す仕組みの要請</p>	<p>○ 認可保育所は、利用者と保育所の間で、なかなか1対1の向かい合った会話が必ずしもできていないところがあると感じている。子どもにとってどのような保育が良いのか一緒に考えていきたいのに、今は仕組みとして必ずしもそうになっていない。意見を言っても、市区町村の決定だからということで、利用者と保育所の関係の中で完結しない。〔第12回・宮島委員〕</p> <p>○ 保育園は、選択のところに行政が入るので、声がなかなか届きづらい。利用者と保育所が乖離しては保育園が保育園たる機能というのがもっていないというか、そこがつながっていてこそというような部分もある。〔第16回・原参考人〕</p> <p>○ 保育の質について、行政や保育所だけが考えるのではなく、保護者を巻き込みながら考える、親の選ぶ目を尊重できるような仕組みもできたらよい。〔第16回・原参考人〕</p>
<p>○ すべての子育て家庭への支援の必要性</p>	<p>○ 専業主婦の方々の負担感・孤立感の大きさを見ると、これでは出産希望の実現は無理。〔第12回・庄司委員〕</p> <p>○ 第三者の人と遊んでくれる姿を見るだけでもうれしいと思う。それぐらい子育ては逼迫しており、純粹に誰かとつながっていることが感じられる場として地域子育て支援拠点事業は有意義。〔第16回・原参考人〕</p> <p>○ 就労支援としての保育所が潜在ニーズを満たしたとしても、なお半数近い女性が子育てに専念する状況。一時預かりも導入した親子育ちの場をつくる必要。全戸訪問事業から連続した地域の子育て支援が必要。虐待は孤独で密室化した家庭で多く起きている。〔第13回・内海委員〕</p> <p>○ 専業主婦家庭も含め、地域の子育ての相談的な機能が非常に求められている。〔第12回・清原委員〕</p> <p>○ 少子化対策という視点からすると、もっと地域子育て支援事業や一時預かりのような<sup>5</sup>在宅子育て家庭に支援を入れる必要があり、バランスを欠いている。〔第16回・杉山委員〕</p>

<p>○ 地域の保育機能維持の必要性</p>	<p>○ 待機児童解消と、児童が急速に減少する地域での保育機能の維持・向上という両方の課題を、地域の実態の差を把握しながら考えていくことが必要。〔第12回・清原委員〕</p> <p>○ 少子化になると、仲間遊びが確保されず、大人の目が行き届きすぎ、子どもの育ちが貧弱・窮屈になってしまう。子ども自身の発達のために、子どもの数が必要。〔第12回・内海委員〕</p> <p>○ 地域の保育機能の維持が問題となる自治体が今後とも増えていくと感じる。〔第12回・山縣委員〕</p> <p>○ 現行制度のままでは、都市部と地方部に課題が二極化した状況に対応できない。運用上で解決できない制度的な課題をクリアにする必要。〔第12回・吉田委員〕(再掲)</p> <p>○ 都市部の問題と地方の問題を分けて議論した方が良い。〔第12回・大石委員〕</p> <p>○ 子どもの発達には、子ども同士の関わりが欠かせない。過疎の子どもが少なくなった地域にこそ保育所を残さなければならない。〔第15回・藤森参考人〕</p>
<p>○ 多額の公費投入を受ける制度としての透明性・客観性・効率性・公的役割の明確化の要請</p>	<p>○ 財源問題は前面に出すべき重要なポイントであり、だからこそ、こうした仕組みの再検討が重要になっている。保育サービスを提供しているところへの財源の公正・公平な配分も重要。〔第12回・清原委員〕</p> <p>○ 財源の程度と政策のプライオリティ付けは相関関係にあるので、財源についての議論が必要。〔第12回・福島委員〕</p>

## 2 保育サービスの必要性の判断基準

<p>○ 女性の労働市場参加の進展、働き方の多様化等、近年の諸課題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 就労時間帯を問わない保障の方向性</li><li>・ 就労量に応じた保障の方向性</li><li>・ 求職中の取扱い</li></ul>	<p>○ 多様な働き方を前提とした保育サービスの提供を考えるべきであり、昼間に限定すべきでない。また、短時間就労者の必要度とフルタイム就労者の必要度は同じであるべき。〔第12回・佐藤委員〕</p> <p>○ 短時間の保育サービスも利用できるようにすべきだが、保育所以外の形態での提供も考慮されるべき。〔第12回・大石委員〕</p> <p>○ 短時間就労に対して対応することは当然。〔第12回・小島委員〕</p> <p>○ 今までの認可保育所は、朝から夕方まで、毎日来ることを前提にした保育を行ってきたが、やはり短時間就労者にも保育は必要。〔第12回・庄司委員〕（再掲）</p> <p>○ <u>就労時間を目安にして保育を必要と判断するという転換によって、労働政策との連携が高まっている。財源の問題と企業の役割について絡んでくる問題。〔第19回・駒村委員〕</u></p> <p>○ <u>単に託児的なものだけでなく、健やかな子どもの育ちを保障するという要素を入れて、保育の必要性を市町村が丁寧に見る、場合によっては、専門的なケアマネージャー的、ソーシャルワーカー的な人材が関与するということも必要。〔第19回・吉田委員〕</u></p>
--	--

○ 利用者の必要量に  
応じたサービス量の認  
定の仕組みの必要  
性・保障すべき上限量

- 現在の基準はall or nothingに近く、保育所を利用できるかできないかという答えしかない。もっとこまめに考えるべき。〔第12回・山縣委員〕
- 一時保育を始めて分かったことは、これまでは保育を利用する人たちと利用しない人たちは、いわばオール・オア・ナッシングの関係になっており、フルに預けてフルに働くか、あるいは子育てに専念するかのどちらかの型しか選べないが、その中間には非定型的に保育を必要とする人たちが潜在的に多数いるということ。〔第16回・遠山参考人〕
- 多様な働き方を前提とした保育サービスの提供を考えるべきであり、昼間に限定すべきでない。また、短時間就労者の必要度とフルタイム就労者の必要度は同じであるべき。〔第12回・佐藤委員〕(再掲)
- 就労時間を最優先した判断基準でよいのか。〔第12回・小島委員〕
- 自治体の立場からは、短時間就労者であっても、求職者にも、必要な方にはサービス提供したい思いだが、実際に定員の制約がある中で、どのような優先順位を付けていくか。そのときの重み付けの基準は何なのか整理が必要。私立の保育所からは公共性をもって自治体が引き続き判断して欲しいという声があるように、難しい問題。〔第12回・清原委員〕
- サービスの必要性の判断は、具体的な入所の判断とは分けて、必要性があるかないかで判断されるべき。必要性がある人の中でどの人を優先させるべきかは別の基準としなければニーズが潜在化してしまう。〔第12回・佐藤委員〕

<p>○ 同居親族要件のあり方</p>	<p>○ <u>近年、出産年齢が上がり、親(祖父母)世代が乳幼児を育てるのは無理な場合もある。また、親(祖父母)のライフスタイルを自分が子どもを産んだということによって左右するものではなく、三世代同居なら、保育の必要性を認められないというのは、もはや時代と違う。また、三世代同居の良さが見直されている中、三世代同居だと保育が必要と認められないのでは、三世代同居を思いとどまる人も出てくる。自治体における優先順位の判断で考慮されることはあるかもしれないが、まず絶対的要件から外すべき。〔第19回・宮島委員〕</u></p>
<p>○ 専業主婦を含めたすべての子育て家庭への支援の必要性と内容</p>	<p>○ 専業主婦の方々の負担感・孤立感の大きさを見ると、これでは出産希望の実現は無理。〔第12回・庄司委員〕（再掲）</p> <p>○ 専業主婦に対する保育サービスの保障も今後考えていく必要がある。（第12回・小島委員）</p> <p>○ 就労支援としての保育所が潜在ニーズを満たしたとしても、なお半数近い女性が子育てに専念する状況。一時預かりも導入した親子育ちの場をつくる必要。全戸訪問事業から連続した地域の子育て支援が必要。虐待は孤独で密室化した家庭で多く起こっている。〔第13回・内海委員〕（再掲）</p> <p>○ 専業主婦家庭も含め、地域の子育ての相談的な機能が非常に求められている。〔第12回・清原委員〕（再掲）</p> <p>○ 地方の場合、定員の余裕があれば、私的契約児として入所しているケースがあるが、何らかの必要性を感じて入所しているのに、公的にはノータッチとなっている。〔第12回・吉田委員〕</p>

○ 専業主婦を含めたすべての子育て家庭への支援の必要性と内容

(続き)

○ 小さいうちは自分の手で育てたいが家に閉じこもりたくはない親が、一時保育を経験し、保育の場が決して子どもに対してマイナスではなくてむしろプラスだということがわかっていき、そして仕事と子育ての両立の道に踏み出していくという意義もある  
これまでのようにオール・オア・ナッシングではない生き方を保障するような、中間的な保育ニーズに応える場が重要。〔第16回・遠山参考人〕

- 国による最低限保障されるべき範囲の明確化と、その上で地域の実情に応じた対応を可能とする仕組み
  - ・ 地域の供給基盤に応じて判断基準を決められる現行の仕組みの課題
  - ・ 母子家庭・父子家庭・虐待ケースなど特に保障の必要性の高い子どもの利用保障

- 同じ自治体であっても、今日と明日で「保育に欠ける」旨の判断基準が変わってしまう事例もある。〔第12回・吉田委員〕
- 最低限保障すべき範囲と、自治体に合わせた独自の判断基準の問題をどのように成立させていくかが課題。〔第12回・小島委員〕

○ 必要性が高い子どもの利用確保のための仕組み(事業者による選別が起こらない仕組み)

- どのような利用方式をとった場合でも、優先度の判断と、優先度の高い子どもから優先的に受け入れがなされる仕組み、例えば直接契約とする場合には応諾義務のような仕組みが必要。〔第12回・第13回・小島委員〕
- 市町村にサービス提供基盤の整備責任をきちんと課すことが必要。後は、仮に直接契約であっても、応答の責任があれば問題ないのではないか。〔第13回・山縣委員〕
- 事業者の応諾義務は医療も介護もかかっており、当然に必要。〔第13回・小島委員〕
- 従来、市町村が保護者と保育所の間に行ったことのメリットとして、母子家庭・父子家庭、虐待ケースや障害児について、市町村が支援のネットワークを形成しており、各機関が連携して保育サービスへつなげてきた。契約関係の新たな形を考える際も、こうした支援のネットワークに必ずつながることが重要。〔第13回・清原委員〕
- 保護者が十分に判断ができない場合に、介護保険のケアマネジメントのような意思決定を補佐する仕組みが必要。〔第12回・第13回山縣委員〕
- コーディネーターのような人がいて、子どもを見て、親と話し合いながら、認定、利用申込みとつなげていく等、利用しやすい流れができると有り難い。〔第13回・杉山委員〕
- 保育は最終受益者である子どもと、選択者である親が一致しないが、第三者的立場でコーディネートやアドバイスができる役割を、市町村が設置するような仕組みが必要。〔第13回・駒村委員〕
- いろいろな問題を調整したり、コーディネートをするファミリーソーシャルワーカー的な存在が必要。〔第13回・吉田委員〕

○ 必要性が高い子どもの利用確保のための仕組み(事業者による選別が起こらない仕組み)

(続き)

○ 現行の民法などの大原則は、子どもの利益は基本的に親権者や後見人が考えることになっている。その上で、子どもの利益と親の利益が一致しないも出てくるので、そこは何らかの形で子どもの利益を守る仕組みが必要。〔第13回・岩村委員〕

○ 保育が必要であるのに親が契約する意思がない場合は、応諾義務は機能しない。社会的養護なのか保育の措置なのか、制度設計を考える必要。〔第13回・岩村委員〕

○ 保育が必要であるのに利用の申込み自体をしない親に対しては、現行制度では、社会的養護と、保育の勧奨の2つの仕組みがあり、次々に新たな制度を設けるより、これらの仕組みを有効に機能させることではないか。〔第13回・山縣委員〕

○ 直接契約を考えた場合には、利用手続について公正な審査を保障する仕組みが重要な課題。〔第13回・清原委員〕

○ 必要性の高さについては、発達障害を含めた障害児に対する視点も明確に入れておく必要があるのではないか。〔第13回・清原委員〕

### 3 利用方式のあり方を中心とする保育サービスの提供の仕組みについて

○ 現行の市町村の保育実施義務の例外規定の課題、サービス・給付の保障の強化の仕組み

- 判例上も、保育の実施義務の例外である「その他適切な保護」としての措置の選択については、市町村の広い裁量に委ねられており、認可保育所と同等のレベルのサービスの提供や、補助が求められているものではない。〔第13回・岩村委員〕
- 障害者自立支援法の例では、行政がサービスの必要量を個別的に判断し、その判定があれば、自分の選んだ事業者からサービスを受けられ、市町村から給付が支払われるというメカニズムになっている。契約だけで自由に利用ということになるとコントロールが効かないので誰に受給権があるか行政による判定があることがポイントの一つ。〔第13回・岩村委員〕
- 地域ごとに保育サービスが違ったとしても基本的に全員にサービス提供するというのが、一つの公平性。〔第12回・佐藤委員〕
- 保育実施義務の例外規定の問題は、行き着く先は量の問題、財源の問題があるが、やはり考えていかなければならない。〔第12回・小島委員〕
- 待機児童が存在する、又は、潜在的な待機児童が見込まれる市町村においては、保育の実施義務に例外を認めるべきでない。〔第14回・吉田委員〕
- 必ずしも契約方式ではなく、供給量が足りない中で、どうやって質を担保して量を増やすか、受給権をどう保障し、市町村が果たすべき責任は何かを御議論いただいた。〔第13回・大日向部会長〕
- スウェーデンでは、保護者の希望があれば保育を用意することを市町村の義務とし、待機児童が大幅に減ったと聞いている。〔第13回・内海委員〕
- まず受給権をきちんと発生させ、現在抑制的になっているところを掘り起こしていく。一方で、本当に保育が必要な子どもや家庭の利用確保や、保育事業者の安定的経営も大事であり、公的関与が非常に重要。契約は、利用者と保育事業者が向き合う取り決めと理解。〔第19回・大日向部会長〕

<p>○ 必要性が高い子どもの利用確保のための仕組み(事業者による選別が起こらない仕組み)(再掲)</p>	<p>(前ページに同じ)</p>
<p>○ サービスの必要性・必要量の判断と受入保育所の決定が一体的に実施されている 現行の仕組みの課題</p>	<p>○ 待機児童は現に認可保育所に申込んで待っている人。最初から申込みことを諦めてしまっている人たちがたくさんいる。他の社会保障制度に比べニーズが潜在化している。〔第12回・宮島委員〕(再掲)</p> <p>○ 待機児童を発生させないために、入所申込み時点で、いわば窓口規制をしてしまう例が少なくない。現在の仕組みは、保育が必要な場合も、ワンストップで断りができてしまうリスクがある。〔第12回・吉田委員〕</p> <p>○ 保育所に実際入れるかどうかとは別に、まずは、保育の必要がある子どもであるということ、きちんと見る制度にするべきである。〔第12回・宮島委員〕</p> <p>○ 利用者が市町村に対する認定の手续と、保育所への利用申込みの二段階の手续が必要となるとしても、やはり認定により受給権が発生するということはとても大事。〔第13回・杉山委員〕</p> <p>○ 介護保険や障害者の給付は、サービスの必要性・必要量の判断が独立して行われ、それに基づいて受給権が発生し、サービス提供基盤の整備責任も明確にされているが、行政としてのサービス整備責任の明確化という面で保育においても必要。〔第12回・小島委員〕</p> <p>○ サービスの必要性の判断は、具体的な入所の判断とは分けて、必要性があるかないかで判断されるべき。必要性がある人の中でどの人を優先させるべきかは別の基準としなければ潜在化してしまう。〔第12回・佐藤委員〕(再掲)</p> <p>○ 市町村と利用者の中に、利用認定、要保育認定のようなものが置かれ、その利用権を基に、保育所と利用者で、こういうサービスを受け、かかる費用はいくらという契約をし、事業者には必要なサービスを提供する責任が課せられる、といった関係ではないか。その上で、不服申立てや第三者評価の仕組みで全体のバランスを担保する。〔第13回・山縣委員〕</p>

<p>○ サービスの必要性・必要量の判断と受入保育所の決定が一体的に実施されている 現行の仕組みの課題 (続き)</p>	<p>○ サービスの必要性の判断に際して、当該市町村の保育サービスの供給状況を考慮に入れられる仕組みとしてしまったら、現行制度と変わらなくなってしまう。〔第13回・岩村委員〕</p> <p>○ 保育サービスの供給者を拡大すると、現行のようなサービスの必要性だけでなく、受入保育所を行政が決定する仕組みは、事務量の増大のため、コスト増と非効率化をもたらす。〔第14回・岩村委員〕</p>
<p>○ サービス提供基盤の整備責任の明確化</p>	<p>○ 家庭的保育なども含め保育サービスの範囲は少し緩やかで良いが、サービスの整備責任と、要件を満たす人に対応する責任を、法律に明示すべき。〔第13回・山縣委員〕</p> <p>○ 量が足りないときに、市町村に保育所をどんどんつくる責任があると考えているのか。それはあまり現実的でないとすると、むしろ、一定の基準をかけて、多様な主体の参入を促すという形がある。介護保険などは、市町村が直接つくるという形ではなく、整備計画を立て、それに従って努力させる行政手法。〔第13回・岩村委員〕</p>
<p>○ 認可基準など一定の基準によるサービスの質の確保の仕組みの必要性</p>	<p>○ サービスの質の確保の観点からは、一定の基準をクリアした事業者を指定し、その中で選択することは当然必要。医療も介護もまさにそういう仕組みになっている。〔第13回・小島委員〕</p> <p>○ 事業者と利用者との間の契約方式にするとすると、需要を掘り起こし、供給が足りなくなるおそれがあるので、様々なサービスについて、質の確保との関係でどこで基準を設定するのが一番のポイント。〔第13回・岩村委員〕</p> <p>○ 基準により、保育サービスを直接受ける子ども達の視点をいかに担保できるかが重要。〔第13回・清原委員〕</p>

○ 保育所と利用者の  
当事者間でサービス  
の向上等に取り組むこと  
を促す仕組み

- 認可保育所は、利用者と保育所の間で、なかなか1対1の向かい合った会話が必ずしもできていないところがあると感じている。子どもにとってどのような保育が良いのか一緒に考えていきたいのに、今は仕組みとして必ずしもそうになっていない。意見を言っても、市区町村の決定だからということで、利用者と保育所の関係の中で完結しない。〔第12回・宮島委員〕  
(再掲)
- 質を考える上では、ソフト面の親の満足感や、園と一緒に子どものことを考えられるかといったことも考慮すべき。〔第12回・宮島委員〕
- 利用者のニーズに応じた利用を保障する仕組みの構築が急がれる。そのため、利用者と事業者が直接契約を結び、事業者側がニーズに即した良質なサービスを追求できる体制が必要。〔第13回・今井参考人〕
- 必要な供給量の保障の下では、サービスを提供者と利用者が向かい合うのがごく普通のことであり、セーフティーネットの整備や行政が必要な関与をするという制度設計が普通。〔第13回・吉田委員〕
- 保育所と利用者の中に市町村が入ることにより、当事者意識が削がれるという点は、市町村関係者としてはやや不適切と考えるが、市町村が質の高いサービスのために一定の役割を果たす必要がある。〔第13回・清原委員〕
- 利用者や保育所の間で、契約関係を発生させることが必要ではないかと思うが、そのことで、市町村と保育所、市町村と利用者との関係について、中身が変わることがあっても、関係が消えるというようなことではないのではないか。〔第13回・山縣委員〕
- 必ずしも契約方式ではなく、供給量が足りない中で、どうやって質を担保して量を増やすか、受給権をどう保障し、市町村が果たすべき責任は何かを御議論いただいた。〔第13回・大日向部会長〕  
(再掲)

<p>○ 利用者の手続負担や保育所の事務負担に対する配慮</p>	<p>○ 選択が可能なのかという状況の中、親たちにそれを100%投げたときに、家庭自体が孤立してしまうのではないかという危惧がある。        選択が可能となったときには、選ぶための情報提供や相談支援、その後の苦情処理の仕組み等の、間接的な支援をどのように確立するか。中間をつなぐケアマネジメントのような体制が必要ではないか。〔第16回・原参考人〕</p> <p>○ コーディネーターのような人がいて、子どもを見て、親と話し合いながら、認定、利用申込みとつなげていく等、利用しやすい流れができると有り難い。〔第13回・杉山委員〕(再掲)</p> <p>○ 保育は最終受益者である子どもと、選択者である親が一致しないが、第三者的立場でコーディネートやアドバイスができる役割を、市町村が設置するような仕組みが必要。〔第13回・駒村委員〕(再掲)</p> <p>○ いろいろな問題を調整したり、コーディネートをするファミリーソーシャルワーカー的な存在が必要。〔第13回・吉田委員〕(再掲)</p> <p>○ 認証保育所の場合、入所の可否がスピーディーにわかり、また働き方の変化に応じて柔軟に利用形態を変えられる。〔第13回・吉田委員〕</p> <p>○ 利用者の手続負担については、利用者の選択権とどちらに重点を置いて考えるかの問題。〔第13回・小島委員〕</p>
----------------------------------	---

<p>○ 所得にかかわらず一定の質の保育サービスを保障するための公定価格の必要性</p>	<p>○ 従来、公定価格により、価格の信頼性、安定性、公正さといったものが担保されてきた。しかし、自由価格となった場合、良さもあるかもしれないが、質ではなく需給関係で価格が上昇傾向になってしまうのではないかと。 また、現行制度では、所得に応じた配慮がなされているが、自由価格となれば、多様な価格帯が生じ、選択範囲が広がるメリットがある一方、大変不安定な状況が生じるのではないかと。価格については保護者は敏感。〔第13回・清原委員〕</p> <p>○ 公定価格の範囲が全部にかかるのか、オプションにはかからないのかについても、いずれ考える必要がある。〔第13回・駒村委員〕</p> <p>○ 付加価値的に提供するサービスについては、事業者の裁量で決められる仕組みで良いのではないかと。そうすることにより、より良いサービス提供ができる。〔第18回・中村参考人〕</p> <p>○ 価格については、定型的保育サービスをどう捉えるかによって変わってくる。基本的に公定価格が必要と思うが、もう少しきめ細かな議論が必要。〔第13回・吉田委員〕</p> <p>○ 認証保育所の利用者で認可保育所に入りたい人の多くは、契約方式などではなく、保育料の問題。利用料の水準は大事な問題。〔第13回・吉田委員〕</p>
<p>○ 給付費の支払い方式</p>	<p>○ <u>介護保険のように、認定により、これだけのサービスが使えるとした上で、その人を受け入れた事業所の方にお金を付けるというやり方が公平。</u>〔第19回・佐藤委員〕</p> <p>○ <u>公的な支援、本人負担を併せて、公平性を確保する必要。</u>〔第19回・佐藤委員〕</p> <p>○ <u>日払い・実績払いのような形は、安定的保育が担保されない。その辺りを十分配慮した方式にすべき。</u>〔第19回・吉田委員〕</p>

○ 利用者負担の徴収方法

○ 利用料を事業者が徴収する方法だと、滞納がちな利用者をどうしても避ける傾向が出てきて、それで子供が排除されるのは避けるべき。〔第19回・山形委員〕

○ 利用者負担が利用者と提供者が向き合うきっかけになる可能性もある。しかし、排除が起こるならそこは問題。〔第19回・駒村委員〕

○ 利用者の方が、利用料を事業者側に払うのが自然。

問題は2つあり、一つは、事業者側が支払ってくれそうにないということで敬遠することは、介護保険でも、法制上、契約締結拒否の正当な理由にはならず、行政の監督がきちんとやる問題。もう一つは、払えない人をどうするかで、利用料の所得に応じた減免をきちんと入れることで、ある程度解決できていくと考えられる。〔第19回・岩村委員〕

○ 受給権を発生させて契約ということであれば、利用者が保育所に支払うのが当然。ただし、事情があれば、市町村がそこに積極的に関わる余地を残せば良いのではないか。〔第19回・吉田委員〕

○ 払えるのに払わない人は、契約締結拒否できるという点がある。払える人と、払えない人を分けて議論する必要。〔第19回・岩村委員〕

○ 払えるのに払わない人について、督促して払わなければ後は公費を投入して補填することであれば、保育所が徴収することでそんなに問題はないと思う。そういう仕組みを作っていないと、事業者として厳しい経営になる。〔第19回・山縣委員〕

○ 払えるのに払わない人の中には、ネグレクト傾向の保護者がいることがあり、行政として強制徴収できたとしても、強制徴収すれば退所につながりかねない。保育サービスの対象である子どもをどうするかという現場の悩みがある。〔第19回・大堀参考人〕

#### 4 多様な提供主体の参入について

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育所認可に裁量性が認められ、基盤整備に抑制的働くことの課題</li> <li>○ 必要な客観基準を満たしたサービスを給付対象とすることについて</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護保険でも障害者自立支援法でも、事業運営基準があり、その基準を満たした事業者には指定がなされ、利用者は指定事業者の中から選べる仕組みになっている。〔第13回・岩村委員〕</li> <li>○ 認可の仕組みについて都道府県が大きな裁量権を持つという説明がなされたが、三重県においては、市町村の意見を無視して県の裁量で認可を拒むといったことは全くない。都道府県が関わらない形で市町村がやるという方法もあるのではないか。〔第18回・野呂委員〕</li> <li>○ 待機児童がいる、又は、潜在的な待機児童が見込まれる地域では、一定の要件を満たした施設から申請があった場合、特段の事情がない限り、認可すべき。〔第14回・吉田委員〕</li> <li>○ 自治体によっては、最低基準だけでなく、設置主体が社会福祉法人であるかどうか大きく影響する。〔第14回・吉田委員〕</li> <li>○ 多様な事業者が参入し、柔軟なサービス提供を行える仕組みをつくることが非常に重要な課題。〔第14回・今井参考人〕</li> <li>○ 保育サービスの量的拡大を測るためには、まず基準を満たす施設については速やかに給付対象とすることが必要。〔第15回・中村参考人〕</li> <li>○ 最低基準を満たしたところは認可し、支援していくことが必要。早急に是正する必要がある。〔第15回・小島委員〕</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多様な提供主体の参入に際しての地域の保育機能維持のための視点</li> </ul>	<p>21</p>

<p>○ 株式会社・NPO法人等に対する初期投資費用(施設整備費用)の手当方法</p>	<p>○ 事業者の法人種別に応じて差を設ける積極的理由が見いだせないのではないか。特に、施設整備費用については大きな負担要素。減価償却の反映等の配慮が必要。〔第14回・今井参考人〕</p> <p>○ 多様な事業者の参入を促進するためには、初期投資費用の負担軽減が必要。〔第18回・中村参考人〕</p> <p>○ 株式会社やNPO法人に対して初期投資費用の補助がない点については、公平な事業参入という意味で見直しが必要。〔第14回・杉山委員〕</p>
<p>○ 運営費の使途範囲制限、会計基準の適用に係る課題</p>	<p>○ 保育所運営費の使途範囲制限についても、新規保育所設置や、保育所の土地建物の賃借料への充当制限、社会福祉法人会計の問題は検討する必要があると思うが、配当への充当については、懸念がある。〔第14回・杉山委員〕</p> <p>○ 多様な事業者の参入を促進するためには、運営費の使途の柔軟性を高めることが必要。〔第18回・中村参考人〕</p> <p>○ 保育所設置にはかなりの資金が必要であり、資金調達を行うに当たり、株式会社の場合には、出資者に対する適正な配当で応じなければならない。この点について配慮が必要。〔第18回・中村参考人〕</p>
<p>○ 多様な提供主体の参入や量の抜本的拡充に際しての「質」の担保・指導監督</p>	<p>○ <u>多様な主体の参入の上では、参入のときの質の担保と、その後の監督が非常に重要。主体によって参入させないということではなく、きちんと見ていくことが大事。</u>  <u>情報公開も必要。現在は、認可されなかった場合も、保育所側が何故なのか理解できていなかったり、保護者も、認可されたところと、そうでないところの違いを十分理解できなかったりするが、事業者も利用者も、皆が理解できることが重要。〔第19回・宮島委員〕</u></p> <p>○ <u>多様な主体の参入の上では、施設長や、保育にリーダーシップを持つ人材は、一層大事になってくる。施設長のための資格など、今後の課題。〔第19回・庄司委員〕</u></p>

## 5 保育サービスの質(1)

<p>○ 保育内容や保育環境等についての科学的・実証的な調査・研究により継続的な検証を行っていく仕組みの構築</p>	<p>○ 予算をつけて、長期的に子どもの育ちを考えていく仕組みを作らなければならない。〔第15回・山縣委員〕</p> <p>○ NICHD(アメリカの国立小児保健・人間発達研究所)のような研究をするには、膨大なお金がかかる。もう少しお金をかけてちゃんと検討しないとイケない。〔第15回・小林参考人〕</p> <p>○ 建物や空間といったハード面の子どもへの影響の研究についても、日本は甘い。〔第15回・藤森参考人〕</p>
<p>○ 最低限の保育の質を保障しつつ、地方公共団体やサービス提供者の創意工夫等が発揮しやすい最低基準のあり方</p>	<p>○ 地域によって異なる基準を設定するのではなく、ナショナルミニマムとしての最低基準を適用すべき。〔第14回・吉田委員〕</p> <p>○ 最低基準は国の基準として必要。自治体毎となると、基準が違うものに国が支援することになり、地域によって、低い水準でも国の支援が入ったり、高い水準でも入らなかったりする矛盾、問題点が出てくる。最低基準を据えた上で、各自治体がどう創意工夫するか。〔第15回・小島委員〕</p> <p><u>○ 量的拡大や、柔軟なサービス提供、保護者の利便のために、保育の質を犠牲にしてはならない。最低基準は改善することはあっても、下げるべきではない。〔第19回・篠原委員〕</u></p> <p>○ すべての子どもに一定水準の保育を保障することが最も重要であり、その中で、国と地方公共団体の役割を議論すべき。〔第18回・野呂委員〕</p> <p>○ 保育所の設置運営の環境は、地域間で大きく異なる。実施主体である市町村が地域の実情に応じて実施できるよう、基準設定を市町村に委ねるべき。その際、子どもの最善の利益を図る、子どもの視点に立ったより良い保育の実現を目指し、質が低下しないよう、保育関係者の理解を得て進めていくことが大事。〔第18回・野呂委員〕</p> <p>○ 認可外保育所にはいろいろな類型があるので、地域の実情を踏まえ、認可基準について柔軟性を持たせるべき。〔第15回・中村参考人〕</p>

<p>○ 最低限の保育の質を保障しつつ、地方公共団体やサービス提供者の創意工夫等が発揮しやすい最低基準のあり方 (続き)</p>	<p>○ 現行の最低基準、特に施設設備関係については、科学的・実証的な調査・研究の成果を踏まえて見直しを行うべき。〔第14回・吉田委員〕</p> <p>○ 0歳児・1歳児は、園庭がなくてもできるというのはあると思う。〔第14回・清原委員〕</p> <p>○ 最近、良くわかっている保護者は、乳児の間は園庭がなくても家庭的な雰囲気、3歳になったら公立保育園へという方も増えてきている。〔第16回・原参考人〕</p> <p>○ ある認証保育所で、安全・清潔・保育士数がきちんと確保されているが、面積が非常に狭いところがあった。子どもは自立し、知識も十分で、保護者は高く評価するかもしれない。しかしながら、次世代を担う子どもたちに今求められる学力は何かというと、コミュニケーション能力、問題解決能力であり、こうした力は、子ども集団が培っていく。子ども自ら環境に働きかけ、環境との相互作用により、子どもは発達していく。にもかかわらず、主体的な活動を促すことは限られた空間ではできず、子ども同士の関わりも少なくなる。自ら環境に働きかけるには、やはりある広さが必要。〔第15回・藤森参考人〕</p> <p>○ 家には、トイレがあって、向こうに台所があってと、いろいろな生活の空間がある。一方、認証保育所は保育室の一部屋しか空間がなかったりする。最低基準としては、保育室の広さと園庭しか基準がないが、全体の生活の空間があるかどうかという点もある。〔第15回・藤森参考人〕</p>
<p>○ 保育所職員の配置基準のあり方</p>	<p>○ もっと子ども一人ひとりに手をかけられるような人の配置が望まれる。〔第15回・内海委員〕</p>

○ 保育士の養成・研修のあり方

- 保育サービスの供給量を増やすためには、担い手である保育士の確保は大変重要。今後ますます保育士の需要が高まると思われるが、既に首都圏を中心に、保育士不足のために保育サービスの提供が難しくなっているという声も聞く。多様な人材が保育に従事できるような仕組みが必要だ。  
例えば、認可外保育施設の勤務実績を評価して、試験を経て、保育士資格につなげるような仕組みを導入することも考えるべき。〔第18回・中村参考人〕
- 三鷹市においては、公立保育所の保育士に、キャリア・ビジョンの確立に向けた人事制度と専門研修受講システムを設け、また、公立保育園の研修に際しては全認可保育所、認証保育所、家庭福祉員の参加を受け入れている。〔第14回・清原委員〕
- 東京では、保育士の確保が非常に難しくなっており、サービス量を拡充していくためには、担い手である保育士の量・質の確保が大きな課題。〔第14回・吉岡参考人〕
- 資格や研修はとても大事だが、ミニマムであり、研修をすればサービスの質が上がるとは一概に言えない。やはり実務経験がメイン。  
勤続年数も、長く務めればサービスの質が上がるとは一概に言えない。経験を積むことでスキルが上がるような仕組みがあって初めて意味がある。  
研修を実務に生かすような仕組みをどう作るかということも議論が必要。〔第16回・佐藤委員〕
- ソーシャルワーク的なより専門性の高い保育・子育て支援を行う場合はさらにレベルの高い保育士資格を設けることも考えられる。〔第16回・杉山委員〕

<p>○ 保育士の労働条件の整備・改善</p>	<p>○ 離職率は質に関わる大事な点。保育士がくるくる変わると、子どもの心理的安定が妨げられるし、保育士にとっても安定して長期間きちんと子どもの発達を見てこそ、初めて良い保育ができる。保育の根幹に関わる場所。きちんと把握すべき。〔第14回・大日向部会長〕</p> <p>○ 保育士の職場環境がどのように変化したか、調べる必要がある。保育にこれが必要、あれが必要と、どんどんプラスしていくことには限界があるのではないか。保育士への負荷が高まり、現場ではそれができなくて疲弊している。実際の保育現場で実践できる保育士の育成が必要。</p> <p>保育士の特性と能力を最大限発揮するための職場のマネジメントも重要。</p> <p>保育所・保育士だけでは限界があり、地域のつながりの中で子どもを育てるために、保育所や保育士がどのような役割を果たせば良いのか、改めて検討する必要。〔第15回・杉山委員〕</p> <p>○ 市町村には、働く保育士の環境整備支援がますます求められる。〔第15回・清原委員〕</p>
<p>○ 都道府県の指導監督や第三者評価のあり方</p>	<p>○ 保育の質の維持・向上のためには、監査の強化徹底は外せない項目。〔第18回・大日向部会長〕</p> <p>○ 三鷹市においては、「保育のガイドライン」を策定し、市としての保育の基本的考え方、保育の質の最低ラインを示しており、認可保育所だけでなく、認証保育所等にも適用して、情報共有化と共通理解を恒常的に図っている。</p> <p>私立認可保育所・認証保育所に対し、公立保育所と同様に、第三者評価の受審に加え、保護者満足度調査の実施を勧奨している。</p> <p>公設民営保育所については、各園ごとに運営委員会を設置し、検証を行っている。検証評価の仕組みは、第三者評価を含め、非常に重要で、保育の質を語る時に不可欠な取組。〔第14回・清原委員〕</p> <p>○ 保育の機能に着目した新たな評価指標を開発し、認可・認可外を問わず、機能評価を行うべき。〔第14回・吉田委員〕</p>

○ その他

- 少子化への対応は、持続可能な社会保障システムという観点ばかりでなく、現在の子どもの発達環境への影響という観点をきちんと入れておく必要がある。〔第13回・庄司委員〕
- 良質な保育が提供されなければ、女性は働くことを断念せざるを得ず、持続可能な社会保障システムそのものが堅牢なものとならない。〔第13回・大日向部会長〕
- 子どもの健全な発達保障のために、どのような保育サービスが望ましいかという視点は共通認識。「質」というポイントに、保育サービスを直接受ける子どもたちの視点をいかに担保できるかが重要。〔第13回・第15回清原委員〕
- 一定の質に裏打ちされた保育サービスの量を確保することが必要。〔第15回・中村参考人〕
- 質の定義・構成要素が明確になっていない。親の利用満足度と引き換えに、子どもの育ちが劣化すれば質が上がったとは言えない。議論の中で質は注意深く扱わないと、空中戦になってしまう。〔第15回・駒村委員〕
- NICHD(アメリカの国立小児保健・人間発達研究所)の大規模な長期縦断研究では、母親による保育の価値が絶対的ではないという点が示された。子どもの育ちへの影響は、どちらかというと保育よりも家庭の方が強い。〔第15回・小林参考人〕
- 家庭環境によって、将来の成長発達に影響があるとなると、家庭環境の違いを超えて、すべての子どもが健やかに成長するためには、質の高い幼児教育や保育が必要。〔第15回・吉田委員〕
- NICHD(アメリカの国立小児保健・人間発達研究所)の大規模な長期縦断研究では、保育の質を、ポジティブな養育という概念で定義している。具体的要素として、保育者がポジティブな態度を示す、身体接触をする、子どもの発生や発話に応答する、子どもに質問する等々の要素を示している。  
こうした保育の質には、大人と子どもの人数比率、クラス規模、保育者の学歴、専門教育歴が高いほど、良質となるとされている。〔第15回・小林参考人〕

○ その他

- 子どもの発達を保障する環境は非常に複合的で、家庭的要因もちろんあるが、保育をいかに子どもの最善の利益と発達を保障できる環境とできるか。〔第15回・大日向部会長〕
- 親にとってのサービスの質は、夜間保育や休日保育の有無、通勤の利便性など、消費者の観点から評価しやすいが、子どもにとってのサービスの質をどう測るかは難しい問題。質が子どもの成長に影響することは想像に難くないが、評価に要するタイムスパンが長い。このため、質の悪い保育の危険性を親や社会が十分認識していない場合、近視眼的な行動をとる場合は、質への需要は過小になる。〔第14回・大石委員〕
- アメリカの研究によると、親は保育の質を高めに評価しがちである。つまり質の高い保育のために親がお金を払おうとしないことを意味しており、その傾向は低所得世帯ほど強いとみられる。〔第14回・大石委員〕
- 子どもの育ちは、保育だけでなく家庭要因に強く影響を受けることに改めて着目すると、かなり多くの親は、子どもの幸せを考え、一緒に成長したいと思っているのであり、親が子どもと余裕をもって接することができる環境を整えるためにも、親の希望に配慮することを、わがままと考えないで欲しいと思う。〔第15回・宮島委員〕
- この20年間位で、少子化や、親の就労形態の変化、地域環境の変化によって、子育て・子育ての環境にどのような変化が起きたのか、調べる必要がある。〔第15回・杉山委員〕
- 「質」か「量」かという議論については、「質」を下げずに価格を上げるという方法もあるが、そうすると、一部の人は働かないという選択をするかもしれない。「質」を下げると、子どもの発達上マイナスになるかもしれない。プラス・マイナスをしっかりと考えていく必要がある。〔第12回・大石委員〕
- 保育の質について、行政や保育所だけが考えるのではなく、保護者を巻き込みながら考える、親の選ぶ目を尊重できるような仕組みもできたらよい。〔第16回・原参考人〕(再掲)

<p>○ その他</p>	<p>○ 質を考える上では、ソフト面の親の満足感や、園と一緒に子どものことを考えられるかといったことも考慮すべき。〔第12回・宮島委員〕</p> <p>○ 三鷹市では、公設民営の結果として、コストの削減に対する市民の理解を求めるためにも質を落としてはならないと、保育の質に対する保育士など市全体の認識が高まった。一方で、人件費の点から、若い保育士が多い構成とならざるを得ず、いかに指導をきちんとできるかということで園長が重要になった。市の責任が大変重要で、経験の継承、ガイドラインの徹底などが必要。〔第14回・清原委員〕</p> <p>○ 公設公営の保育園には、民間ではできない大切な役割がある〔第16回・杉山委員〕</p> <p>○ 公設の保育園を一定程度は残す、それに対して、国としてなんらかの支援を行うということはないか〔第16回・杉山委員〕</p>
--------------	--

## 6 保育サービスの質(2)(認可外保育施設の質の向上)

- 認可外保育施設の認可基準到達に向けた質の向上の支援強化
- 所得が低く、夜間の仕事しか見つからなかったような場合、十分なフォローが必要な人であっても、現状は認可外保育施設となるが、そういう人こそバックアップが必要。〔第14回・宮島委員〕
- ベビーホテルなど認可外保育施設は、ともすると、最も児童福祉的な対応が必要な親子も少なくない。早急に対応が必要であり、認可保育所等の質の維持改善と並行して、認可外保育施設の認可化のための対応が必要。〔第15回・杉山委員〕
- 大人の都合で子どもに不利益・格差が生じないよう、公的な役割を果たす必要がある。〔第15回・内海委員〕
- 認可外については、基本的には最低基準のクリアを目指すべき。〔第15回・小島委員〕
- 質の確保の観点からは、認可保育所を中心としたサービス供給を基本とすべきだが、待機児童の多い地域では、認可外保育施設の認可化を促進する必要がある。  
認可化を志向する施設については、例えば1年以内に認可化することを条件に、施設整備費や運営費を補助することを検討すべき。〔第14回・吉田委員〕
- 認可外保育施設の認可化移行支援に係る補助制度をもっと手厚く、利用しやすくできないか。〔第16回・杉山委員〕
- いきなり厳しい条件を求めるのではなく、段階を経て、最終的には理想の園に整備されていくという道筋を示すのが実効的。〔第15回・杉山委員〕
- 三鷹市においては、「保育のガイドライン」を策定し、市としての保育の基本的考え方、保育の質の最低ラインを示しており、認可保育所だけでなく、認証保育所等にも適用して、情報共有化と共通理解を恒常的に図っている。〔第14回・清原委員〕(再掲)

○ 認可外保育施設の認可基準到達に向けた質の向上の支援強化

(続き)

○ 認可外保育施設について、都道府県が指導監督等を行っているが、市町村も連携して対応できるようにすべき。また、市町村の子育て支援情報が、認可外保育施設にも十分行き渡るよう、配慮が必要。〔第16回・杉山委員〕

○ 認可外保育施設のなかでも、もっとも行政の目の届いていない施設に対しては、早急に何らかの対策を打ち、少しでも良い環境のなかで子どもが過ごせるよう、取組むべき。〔第16回・杉山委員〕

○ 認証保育所に対する厳しい意見もあるが、認可保育所に入れず認証で救われた家庭も多い。既に存在している認証保育所を否定するのではなく、一緒に協力の輪の中で質もアップしていくという形で進めて欲しい。〔第15回・宮島委員〕

○ 三鷹市においては、私立認可保育所・認証保育所に対し、公立保育所と同様に、第三者評価の受審に加え、保護者満足度調査の実施を勧奨している。〔第14回・清原委員〕(再掲)

○ 保育の機能に着目した新たな評価指標を開発し、認可・認可外を問わず、機能評価を行うべき。〔第14回・吉田委員〕(再掲)

○ 多元的な保育サービスが地域で存在する上で、基軸となる保育の質の基準を、公立保育園がしっかりと示していかなばならないと考えており、三鷹市では、コミュニティー住区に1箇所はできる限り公立公営保育所を確保し、認可外保育施設に働きかけながら、保育内容や保育士同士の交流を進めていきたいと考えている。〔第15回・清原委員〕

○ 認可保育園の経験豊富な保育士が、一定期間、認可外保育施設にかかわり、実地を通して、様々なアドバイスを行ってはどうか。また、認可保育園との保育士間の人事交流をしてはどうか。〔第16回・杉山委員〕

○ 待機児童が解消できていない中での、認可保育所の入所の可否による質の保障・公費投入の公平性の課題

○ 保育サービスを受けられる人と受けられない人の公平性の確保を過渡期は考えざるを得ない。受けられていない人がいる中で、受けている人達の質を下げるなどというのは、公平性の確保の点で、議論として通らない。量を拡大していき、最終的には質も維持するということはあるが、過渡期については、公平性の確保の観点が必要。〔第12回・佐藤委員〕

○ 地域ごとに保育サービスが違ったとしても基本的に全員にサービス提供するということが、一つの公平性。〔第12回・佐藤委員〕（再掲）

○ 全体の仕組みの中で、過渡期対策を行うのが良いのか、待機児童が多い地域のみで考えるのかという議論がある。〔第12回・山縣委員〕（再掲）

○ 認可保育所で対応しづらい夜間保育など多様なニーズへ対応するサービスとしての位置付け・質の確保

○ 認可保育所をあきらめた人たちが、公の本来の支援から外れていることについて、不公平という声がある。〔第12回・宮島委員〕(再掲)

○ 認可保育所だけが指定事業者になれるような指定基準を設定すると、需要が掘り起こされた結果、供給が全く足りないという可能性がある。認可保育所、認証保育所など幾つかの種類がある中で、どこに基準を設定するのか。供給量を伸ばすことと、質を維持することの兼ね合いを考えなくてはならない。〔第13回・岩村委員〕

○ 今の認可保育所は、必ずしも様々な働き方のニーズに合っていない部分がある。待機児童は現に認可保育所に申し込んで待っている人。最初から申し込むことを諦めてしまっている人たちがたくさんいる。〔第12回・宮島委員〕(再掲)

○ 所得が低く夜間の仕事しか見つからなかったような場合は、本来十分なフォローが必要なのに認可外保育施設ということに現状はなっている。〔第14回・宮島委員〕

○ 認可保育所は一生懸命やってくれていると思うが、認可を諦めてしまった人たちの声は届かなくなっている。〔第12回・宮島委員〕

○ 認可保育所以外にも多様な受け皿がある一方、全く経済的支援がないが、すべて認可保育所だけでフォローするのは現実的に無理であり、様々なサービスに対して支援が行われることが大事。適用の仕方は慎重にしつつも、一定の基準を満たした多様なサービスに利用券が使える仕組みとすることも一つの検討課題。〔第13回・宮島委員〕(再掲)

○ 認可保育所で開所時間延長や0歳児保育など大都市ニーズへの対応が進まない点について、特に公立で進んでいない。それは区市の中で関係者との話し合いが整わない結果。〔第14回・吉岡参考人〕

○ 認可保育所の改革の遅れを、認証保育所で解決しようとしているのではないか。大原則に戻るべき。〔第14回・山縣委員〕

○ 特定保育や一時保育、休日保育、夜間保育など非定型的な保育サービスについては、認可外保育施設であっても、一定の要件を満たすことを条件に補助対象とすることを検討すべき。〔第14回・吉田委員〕

<p>○ 待機児童の多い都市部に着目した面積基準・保育士資格要件の緩和の問題点</p>	<p>○ 地域によって異なる基準を設定するのではなく、ナショナルミニマムとしての最低基準を適用すべき。〔第14回・吉田委員〕（再掲）</p> <p>○ 最低基準は国の基準として必要。自治体毎となると、基準が違うものに国が支援することになり、地域によって、低い水準でも国の支援が入ったり、高い水準でも入らなかったりする矛盾、問題点が出てくる。最低基準を据えた上で、各自治外がどう創意工夫するか。〔第15回・小島委員〕（再掲）</p> <p>○ 地域の実情を踏まえ、認可基準について若干の柔軟性を持たせるべき。〔第15回・中村参考人〕（再掲）</p>
<p>○ 定員要件のあり方（小規模なサービス形態）</p>	<p>○ 5～20人の間に、家庭的保育の延長のような形の保育ができれば、大きな施設や調理室を必要とせずに良い形の保育を考えられるのではないか。〔第14回・宮島委員〕</p> <p>○ 5～20人の間の基準を設けて、支援するようなことも必要。〔第15回・小島委員〕</p> <p>○ 家庭的保育と認可保育所の間を補う、小規模型の保育施設の設立が、多様な働き方の対応には向いている。〔第15回・杉山委員〕</p> <p>○ 3歳以上児の受入れが可能な認可保育所が近隣に存在し、連携できるなど、一定の要件を課した上で、3歳未満児に限り、20人以下の定員を認めるべき。〔第14回・吉田委員〕</p> <p>○ 小規模で良いサービスをしている施設について、新たな類型を作るべき。〔第15回・中村参考人〕</p>

<p>○ 保育士資格要件の必要性</p>	<p>○ 保育に携わる人は保育士でなければいけない。各家庭での養育とは異なり、保育は有資格者が行うことが、質を担保する最低条件。〔第15回・内海委員〕</p>
<p>○ 認可外保育施設の保育従事者についての業務に従事しながらの資格取得を含めた質の向上</p>	<p>○ 質の確保の観点からは、認可保育所を中心としたサービス供給を基本とすべきだが、待機児童の多い地域では、認可外保育施設の認可化を促進する必要がある。 認可化を志向する施設については、例えば1年以内に認可化することを条件に、施設整備費や運営費を補助することを検討すべき。〔第14回・吉田委員〕</p> <p>○ 公費の支援が明らかに少ない認可外保育施設が、これだけの開所時間があり、その割に保育料がすごく高いわけではないことを考えると、大変な努力の上で、人件費にしわ寄せがいつている可能性がある。〔第14回・宮島委員〕</p> <p>○ 人の面にバックアップが必要。保育士を増やし、そこにお金をつけていけば、認可外保育施設の質はかなり良くなるはず。〔第14回・宮島委員〕</p> <p>○ 認可基準を満たすよう引き上げていく過程において、経過的に、保育士を段階制にしていくことも検討していく必要があるのではないか。〔第16回・杉山委員〕</p> <p>○ 例えば、認可外保育施設の勤務実績を評価して、試験を経て、保育士資格につなげるような仕組みを導入することも考えるべき。〔第18回・中村参考人〕(再掲)</p> <p>○ 三鷹市においては、公立保育所の保育士に、キャリア・ビジョンの確立に向けた人事制度と専門研修受講システムを設け、また、全認可保育所、認証保育所、家庭福祉員参加による保育士研修を実施している。〔第14回・清原委員〕</p> <p>○ <u>多様な主体の参入の上では、施設長や、保育にリーダーシップを持つ人材は、一層大事になってくる。施設長のための資格など、今後の課題。〔第19回・庄司委員〕(再掲)</u></p>

○ 認可化移行やサービス量拡充を進めたとしてもなお、給付対象サービスのみでは、需要を満たし得ない地域の取扱い

○ 認可が困難な認可外保育施設に関しては、非定型保育や家庭的保育などの活用を促すことが考えられる。

〔第14回・吉田委員〕

○ 給付対象となる保育サービスのみでは、保育の需要を満たし得ない地域では、公平性の観点からも、柔軟な対応が必要となってくる。〔第15回・中村参考人〕

○ 認可保育所の待機者を対象に、利用者の保育料負担の軽減策を検討する必要。〔第14回・吉田委員〕

○ 保育サービスの利用者へ受給権を与えることによって、認可保育所へ入れない認可外保育施設の利用者に対して、保育料負担軽減を行うことが可能になるのではないか。〔第14回・吉田委員〕

○ 入所希望は公的に責任もって保障されるべきであり、やむなく公的受け皿がないために私的施設を利用せざるを得ない場合は、保護者の負担は公的な場合と同等にすべき。〔第15回・内海委員〕

○ 認可保育所以外にも多様な受け皿がある一方、全く経済的支援がないが、すべて認可保育所だけでフォローするのは現実的に無理であり、様々なサービスに対して支援が行われることが大事。適用の仕方は慎重にしつつも、一定の基準を満たした多様なサービスに利用券が使える仕組みとすることも一つの検討課題。〔第13回・宮島委員〕

○ その他

- 認可外保育施設を探す場合、就業の緊急度が高い低所得者ほど、長期的に見た子どもの利益追求よりも、目前の所得機会を確保するために、サーチを辞めざるを得ない。そのため、質に問題があっても、手近な保育所を選択しがちになり、本来は市場から淘汰されるべき業者が残ってしまうことになる。〔第14回・大石委員〕
- 認可外保育施設の指導監督は、市町村にも一定の責任を持たせ、地域の子育て情報や、子育て支援の取組の「蚊帳の外」に置かれないような配慮が必要。〔第15回・杉山委員〕
- ベビーホテル等について、これまでは市町村が関わるのに制度的限界があったが、制度的な壁を越える取組を進め、認可・認可外ともに一定水準の保育サービスの質を保っていくことが重要。〔第15回・清原委員〕
- 認証保育所の急増等を考えると、一つの有力なモデルになる可能性もあるが、危惧するところはないのか。引き続き把握する必要。〔第15回・庄司委員〕
- 認証保育所などの自治体の独自施策による保育施設は、一般的な認可外とは別の、半ば認可された認可外というような議論になる傾向があるが、あくまで認可外であり、認可化できるような支援を考えるべき。〔第19回・山縣委員〕

## 7 地域の保育機能の維持向上

<p>○ すべての子どもに、地域の子ども集団の中での成長を保障する観点からみた地域の保育機能の維持向上の意義</p>	<p>○ 保育所は、保育を提供するだけでなく、子ども同士の絆や社会性を身につけさせるスタートとなるもの。また、若い親にとっても、主体的に地域社会に参画する第一歩となる。地域社会ではこの機能を大事にすべきであり、切り捨てれば、家庭の孤立化を助長する。〔第18回・野呂委員〕</p> <p>○ 過疎化が進んだ地域であっても、子どもたちに基礎的な社会サービスは提供しなければいけない。過疎化の中では効率性はどうしても維持できなくなるが、そういう中でもいかにして基礎的な社会保障、対人サービスの提供をするのか。その工夫を考えなければならない。〔第17回・駒村委員〕</p>
<p>○ 児童人口が著しく少ない地域における保育の定員規模の要件・事業運営方式・財政支援のあり方</p>	<p>○ 5、6人の保育所、場合によっては、3人、4人という所もある。子どもを健やかに育てるための機能をどうするかという視点から、小規模保育所での対応、あるいは家庭的保育での対応といったように発想を変えるべき。〔第17回・吉田委員〕</p>
<p>○ 児童人口が著しく少ない地域における保育所の多機能化を支援する仕組み</p>	<p>○ 保育所を多機能化して、地域の子育ての拠点にする取組を、是非具体的にモデル事業として進めていってはどうか。〔第17回・福島委員〕</p>

<p>○ 児童人口が著しく少なく、周辺に幼稚園がない地域における保育所の機能、保育の必要性の判断基準のあり方</p>	<p>○ 幼稚園未設置の自治体は相当数ある。へき地保育所がたとえ「保育に欠ける」要件を強制していないとはいえ、過疎地については幼稚園との関係を含めた議論をきちんとすべきではないか。〔第17回・山縣委員〕</p>
<p>○ 児童人口が減少した地域における認定こども園制度の活用、新制度における位置付け</p>	<p>○ 認定こども園制度の活用も、もう少し積極的に踏み込んだ議論があって良い。〔第17回・庄司委員〕</p> <p>○ 小規模型の認定こども園を可能にしていくとか、家庭的保育をファミリーホーム的に組合せてカバーできるようにするといった発想が必要ではないか。〔第17回・吉田委員〕</p>

## 8 多様な保育サービス(延長保育・休日保育・夜間保育・病児病後児保育等)

<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 延長保育関係</li><li>○ 就労量に応じた利用を保障する場合における保障すべき上限量</li> <li>○ 上限量を超えた利用についての支援のあり方(全額利用者負担か、利用者負担割合を高めた上での一定の支援か等)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ <u>都市部は通勤時間の問題があり、企業が努力して残業をなくしても、その部分が解消しないと、延長が必要になる。〔第19回・佐藤委員〕</u></li> <li>○ <u>必要なものは用意した上で、働き方の見直しを当然進めていく必要。〔第19回・佐藤委員〕</u></li> <li>○ 働き方により必要となる延長保育が、公費と利用者負担で賄われているのは、基本的に納得がいかない。ある程度事業主にも負担していただく必要があるのではないか。その場合、働き方の見直しに取り組む事業主に対しては、負担を軽減する措置(メリット制等)等を検討すべきではないか。〔第18回・篠原委員〕</li></ul>
---	--

◆ 休日保育・夜間保育・特定保育関係

○ 開所日数(週6日)・開所時間(11時間)に着目した保育サービス区分から、利用者の必要量に応じて保障するサービス量を認定する仕組みとすることによる連続的なサービス保障

○ 休日保育や夜間保育等、利用者が限られ需要が分散しているサービスに関する市町村の計画的基盤整備の仕組み

○ 今の保育所の仕組みでは、同じ8時間労働でも、朝8時から夕方4時までであれば、そのまま通常の定型的保育サービスでカバーできるが、昼12時から夜8時までだと、夕方6時以降が2時間延長保育となり、延長保育料を払わなければならない。連続性を含め、どう担保するかを議論する必要がある。〔第18回・吉田委員〕

○ 子育て支援のニーズの連続は、①家のなかにサービスが入っていく(すべての家庭)(ニーズ発見等を目的)、②親子で気軽に行くことができる(親子の仲間づくり等が目的)、③必要に応じて一時的に保育を依頼(リフレッシュ等が目的)、④周期的・定期的に短時間保育を依頼(非定型就労、パート就労等を目的)、⑤一定時間継続的に保育を依頼(就労対応が目的)と考えるのも一つの方法。〔第17回・山縣委員〕

○ 地方においては、休日保育や一時保育は、需要が少ないために事業実施ができない。地域性を考慮した制度設計を検討して欲しい。〔第18回・野呂委員〕

○ 休日保育や夜間保育は、認可保育所で行うには、都市の一部を除き非常になじみにくい形になってしまうのではないかと。最低定員の20人を集めるとなると、市町村単位で見たときに非常に難しい。保育所以外で対応するサービスを検討しないと、市町村で計画的に言われても、ニーズがないということになってしまう。〔第18回・山縣委員〕

○ 都市部においても、延長保育が必要な人数が少ない場合、相対的に多い保育所へ子どもを移して実施することも現実的には行われている。子ども本位で、負担にならないよう考えなくてはならない一方、実際にはごく少人数の子どもの延長保育のために職員を配置することは難しく、実態としてこうした取組が行われている場合に、どう評価するか、また、子どもの視点から、どのように最適なものとしていくかという点も検討が必要。〔第18回・清原委員〕

○ 延長保育や、休日保育、夜間保育について、認可保育所に対応する以外に、例えばファミリー・サポート・センターで取り組んでいただいている例があり、そうした取組についても、視野を広げて検討する必要がある。〔第18回・清原委員〕

<p>◆ 病児・病後児保育 関係</p> <p>○ 実績を評価しつつ 安定的運営にも配慮 した補助のあり方、事 業の促進方策</p>	<p>○ 実績を評価するということは、どのような場合でも当然。〔第18回・杉山委員〕</p>
--	--

## 9 放課後児童クラブ

- |  |   |
|--|---|
| <p>○ 放課後児童クラブの抜本的拡充に向けた場所・人材の確保の方策(小学校の活用、担い手のあり方、処遇改善等)</p> | <p>○ 子どもが小学生になっても、保護者が働いている間は大人の目が行き届いた、安全に安心してすごせる生活の場を確保することが喫緊の課題。〔第17回・篠原委員〕</p> <p>○ 教育委員会や小学校長の考え方等もあり、なかなか小学校内に場所を確保しにくい所もあるが、安全性等も考えると、積極的な小学校の活用ができるような条件整備が有用。〔第17回・清原委員〕</p> <p>○ 小学校だと非常に安心なのは、移動がないということと、校庭を開放している時間に他の子どもたちとも接触が持てることが非常に良い。小学校の活用に何かハードルがあるのであれば、何とかそこを解決して欲しい。〔第17回・宮島委員〕</p> <p>○ 指導員と子ども、保育者との間で安定した人間関係が築けることが、サービスの性格上望ましい。〔第11回・真田参考人〕</p> <p>○ 指導員が、しっかり子どもに丁寧に関われる仕事ができる処遇の確保、人員配置、常勤職員を安定的に確保できる仕組みが必要。〔第11回・真田参考人〕</p> <p>○ NPO法人や地域住民のボランティア、定年退職者等も含め、いろいろな人が参画できるような仕組みをつくっていくことが大事。〔第17回・福島委員〕</p> <p>○ 人手が明らかに足りない中では、地域の人たちと一緒にやっていける、大人の手を借りられるというシステムを構築するのがよいのでは。〔第17回・宮島委員〕</p> |
|--|---|

<p>○ 現行制度では市町村の努力義務にとどまっている放課後児童クラブの法制度上の位置付けの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村の実施責任の位置付け</li> <li>・ サービス利用(提供)方式</li> <li>・ 給付(補助)方式</li> </ul>	<p>○ 現行制度は市町村の努力義務となっているが、やはり、確実に受け皿が必要。 子どもが6歳で小学校に上がって、そこで突然状況が変わってしまうということがないようにすることは、まず大前提。〔第17回・宮島委員〕</p> <p>○ 都市と地方で随分と事情が違う。地方では土日は需要が少なく、町によっては幾つかの放課後児童クラブを集めて、一つの所にまとめて土曜日に開設するといったこともしているが、国の基準に達しない場合があり、独自の補助で補っている。〔第17回・速水参考人〕</p>
<p>○ 対象年齢のあり方</p>	
<p>○ 質の確保に向けた基準の内容、担保方策</p>	<p>○ 低学年で、大人や周りの友達に依存しつつ自立していく子どもの発達保障を考えると、自分が受け止めてもらえる、他の子どもと一緒に仲良く遊べる環境である必要がある。〔第11回・真田参考人〕</p> <p>○ 保育と同様に、放課後児童クラブの質を確保するためには、やはり質の高い人材を確保することが必要。 どこに住んでいても必要なサービスを受けられるということが必要であり、そのためには国民の負担も含めて、公費負担を大幅に増大する必要がある。〔第17回・篠原委員〕</p> <p>○ 施設基準等で、子どもが安心して生活できる場を保障する基準が必要。〔第11回・真田参考人〕</p> <p>○ 厳格な基準を設けると、人材確保や設置が困難となる場合も出てこないとは限らない。やはりまずきちんと量を確保することが必要。基準を設ける場合も、今の実態に即した柔軟性が必要。〔第17回・福島委員〕</p>

<p>○ 質の確保に向けた基準の内容、担保方策</p>	<p>○ 指導員と保護者が、一緒にどういう放課後児童クラブにしたら子どもにとって良いか、絶えず考えていく必要がある。〔第11回・真田参考人〕</p> <p>○ ADHDやLDなどの障害のある児童もおり、職員研修だけではなくて、市民ボランティアにも、研修機会を整備することが大変有用。〔第17回・清原委員〕</p>
<p>○ 財政的支援の仕組みのあり方</p>	<p>○ 東京都の市町村の放課後児童クラブ事業予算に占める補助金の割合は、平均約21%で、約79%が市町村の負担。実態に見合った補助基準額となっていない現状にある。国の負担と都道府県の負担、そして市町村の負担の適正化が必要。〔第17回・清原委員〕</p> <p>○ 民間の父母会運営のクラブでも、年間1000万円はかかり、都内では2000万円、3000万円はかかる。実態とかけ離れている低い補助単価を改善すべき。〔第11回・真田参考人〕</p> <p>○ 伸ばしていきたい気持ちは非常に強く持っているが、財政的になかなか耐え難いところまでできている。〔第17回・速水参考人〕</p> <p>○ 人口が減っている所であっても、放課後児童クラブへ入所する児童の割合は増加傾向が見られる。入所希望者の増加に伴い、大規模学童クラブが増加している実情。一方、国は71人以上の大規模学童クラブに対しては、補助を平成21年度をもって打ち切ることを明確にしている。大規模放課後児童クラブがある地域にとっては、これからかなり厳しい運営が懸念される。〔第17回・清原委員〕</p> <p>○ 消費税を財源として公費を投入すべき。〔第17回・福島委員〕</p>

○ 放課後児童クラブと放課後こども教室の一体的運営を行っている場合の制度上の位置付け(人員配置、専用スペースの基準等)

○ 「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の一体化を進めるべき。〔第17回・福島委員〕

○ 「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」のどちらが合うかは子どもによる。少人数の方が安心する子どももいるが、いろいろな子どもたちと遊びたい、自由にしたいという気持ちが芽生え、縛りを嫌がる側面が出てくる子どももいる。両方の良い面をうまく活用して一体化していく必要。〔第17回・宮島委員〕

○ 「放課後子ども教室」は、もともとのスタートが違い、必ずしも共働きの家庭を前提としていない。〔第17回・宮島委員〕

○ 放課後児童クラブを利用する子どもは、保護者が働いている間は、家に帰るという選択肢がなく、全児童対策では代わりにはならない。〔第11回・真田参考人〕

○ 児童館がない横浜市と、東京都のように児童館が多数設置されてきた自治体とではかなり事情がちがう。〔第16回・庄司委員〕

○ 全児童対策の展開によって、放課後児童クラブにどのような影響が生じているかを明らかにしたうえで、全児童対策と留守家庭児童対策との関係を議論する必要がある〔第16回・庄司委員〕

## 10 すべての子育て家庭に対する支援の仕組み

<p>○ 現行制度では市町村の努力義務にとどまっている各種子育て支援事業の制度上の位置付けの強化</p>	<p>○ 現行制度においては、各種の子育て支援事業が市町村の努力義務にとどまっているが、在宅子育て家庭への支援についても明確に位置付けた制度設計にすべきということについては、自治体の現場の実感からその通りだと感じている。〔第16回・清原委員〕</p> <p>○ 努力義務であっても、法律で実施を規定している事業でこれだけ都道府県によってばらつきがあるというのは非常に驚き。地方によって少子化対策に取り組む覚悟が大分違う。一定程度の事業は実施を義務付け、財源も含めた補助金の出し方についても検討すべき。〔第16回・吉田参考人〕</p> <p>○ 介護保険事業と比べると、各種の子育て支援事業は、事業間の整理が体系的になっておらず、各事業単体が並んでいる現状なので、よく整理した上で、必須事業化も考えていくべき。〔第16回・杉山委員〕</p>
<p>○ 一時預かりの保障の充実(とりわけ3才未満児)や、市町村の実施責任の位置付け、サービス利用(提供)方式、給付(補助)方式、財政的支援の仕組みのあり方</p>	<p>○ 一時預かりは優先されるべき事業。〔第16回・吉田参考人〕</p> <p>○ 育児疲れの親の一時的なリフレッシュ、子どもにとって友達と触れ合える機会など、一時保育に寄せる期待がある。〔第16回・遠山参考人〕</p> <p>○ 小さいうちは自分の手で育てたいが家に閉じこもりたくはない親が、一時保育を経験し、保育の場が決して子どもに対してマイナスではなくむしろプラスだということがわかっていき、そして仕事と子育ての両立の道に踏み出していくという意義もある これまでのようにオール・オア・ナッシングではない生き方を保障するような、中間的な保育ニーズに応える場が重要。〔第16回・遠山参考人〕(再掲)</p> <p>○ 在宅家庭の人は、第三者に子どもを預けることの意識のハードルが高いが、子育て負担感の軽減から一時的に預けたい気持ちも強く、一時預かりの場の広がりが大事。 47 〔第16回・原参考人〕</p>

<p>○ 一時預かりの保障の充実(とりわけ3才未満児)や、市町村の実施責任の位置付け、サービス利用(提供)方式、給付(補助)方式、財政的支援の仕組みのあり方</p> <p>(続き)</p>	<p>○ 地域子育て支援拠点事業とともに、幼稚園・保育所に入る前の子どもたちを、少人数のグループで、週1回預かるサービスも、地域子育て支援拠点事業で気づいた信頼関係を元に預けることができ、また、在宅家庭の親のリフレッシュや子どもの集団遊び等の観点から有意義。〔第16回・原参考人〕</p> <p>○ 一時保育が短時間就労者等の規則的利用の受け皿として機能している反面、気軽な預け場所としてはあまり機能していないことは事実。そのようなニーズに対しては別の一時預かりの場を用意する必要がある。その場合は地域子育て支援拠点に付設するなど、日ごろから馴染んでいる場所であるのが望ましいと思う。〔第16回・遠山参考人〕</p> <p>○ 恒常的な保育を安定して運営できる保育所の基盤があった上で、その上に一時保育が安定して実施できている。〔第16回・遠山参考人〕</p> <p>○ 利用する子どもの数によらず一定の体制は用意する必要がある。理想的には定額部分に実績に応じた補助を加えるのが望ましい補助形態。〔第16回・遠山参考人〕</p>
<p>○ 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援家庭訪問事業・地域子育て支援拠点事業の取組の促進方策</p>	<p>○ 専業主婦の方々の負担感・孤立感の大きさを見ると、これでは出産希望の実現は無理。〔第12回・庄司委員〕(再掲)</p> <p>○ 就労支援としての保育所が潜在ニーズを満たしたとしても、なお半数近い女性が子育てに専念する状況。一時預かりも導入した親子育ちの場をつくる必要。全戸訪問事業から連続した地域の子育て支援が必要。虐待は孤独で密室化した家庭で多く起きている。〔第13回・内海委員〕(再掲)</p> <p>○ 専業主婦家庭も含め、地域の子育ての相談的な機能が非常に求められている。〔第12回・清原委員〕(再掲)</p>

<p>○ 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援家庭訪問事業・地域子育て支援拠点事業の取組の促進方策</p> <p>(続き)</p>	<p>○ 第三者の人と遊んでくれる姿を見るだけでもうれしいと思う。それぐらい子育ては逼迫しており、純粹に誰かとつながっていることが感じられる場として地域子育て支援拠点事業は有意義。〔第16回・原参考人〕</p> <p>○ 親だけでなく、子ども同士の触れ合いと遊びの場を保障するという観点からも、地域子育て支援拠点や一時保育など、在宅子育て家庭への支援に力を入れる必要がある。〔第16回・遠山参考人〕</p>
<p>○ その他多様な子育て支援事業についての財政支援のあり方</p>	<p>○ 市町村が身近なサービスの担い手として責任を担っていく場合、いうまでもなく財源の拡充や適正な配分が必要になる。ソフト交付金の柔軟性は大変ありがたいが、例えば一斉に全自治体を実施すべきというものが出来た場合を考えると、地域格差をなくすためにもきちんとした財源確保が併せて必要。〔第16回・清原委員〕</p> <p>○ 一般的にいろいろな事業をするときに、交付税措置ということで手当されるケースがあるが、不交付団体についても配慮される柔軟な枠組みにして欲しい。〔第16回・清原委員〕</p>
<p>○ 各種子育て支援事業の量の拡充に向けた担い手の育成、質の向上に向けた研修やバックアップ支援の取組強化方策</p>	

○ 親の子育てを支援するコーディネータ的機能に関する仕組み

- 子育てを支援するコーディネーター的役割が必要だということはもう何年も前から皆が言っていること。〔第16回・杉山委員〕
- コーディネートを誰がどう担っていくのかが親を孤立させないための制度につながっていく。〔第16回・原参考人〕
- コーディネーターの役割は非常に重要。これも必須事業の中に組み入れるべき。幹旋だとか調整までですとなると、一定程度の行政の関与、または行政内でやっていく必要性がある。〔第16回・吉田参考人〕
- コーディネーターを誰が担うのか。要支援家庭もある中、その判断は、ある程度行政の措置の中で考えざるを得ない部分もある。一方、地域子育て拠点事業の場を地域に常設で構えているので、入園前、入園後のつなぎや、第2子が産まれて戻ってこられる場であることなど、保護者の気持ちをフォローでき、ペアでやっていくことが望ましい。〔第16回・原参考人〕
- 子育て支援のコーディネーターには、相当の専門的能力や時間が求められ、それに見合った報酬も必要。行政機関だけでなく、NPOや民間の人材がなれるよう配慮して欲しい。仕事としては、子育てにとどまらず家族の支援が必要であり、地域のあらゆる子育て資源に関する情報提供を行うことが求められる。また、多様な選択肢を用意し、最終的には保護者自身が判断し、責任をもって選べるように支援することが必要。専門的なケアを必要とする家族を早期に発見し、適当な援助機関へスムーズにつなげる役割を担う必要もある。さらに、「声なき声」を拾いあげ、代弁者として社会に向けて発信する機会も期待したい。〔第18回・杉山委員〕
- 「コーディネーター」が複数の異なる意味で使われているが、虐待を受けている子ども等、包括的なセーフティネットが必要。〔第19回・駒村委員〕

○ 地域全体がかかわっていけるような子育て支援、子育て支援関係者のネットワーク化、親自身がやがて支援者に回れるような循環を生み出せる地域の構築といった取組の強化方策

○ 担い手が多様であるということは非常に重要な宝であり、NPOであれ、社会福祉法人であれ、あるいは株式会社であれ、連携を強めていく必要。〔第16回・原参考人〕

○ 三鷹市の場合、地域子育て支援事業をしている11か所の参加により、情報交換を行う連絡会をスタートさせている。〔第16回・清原委員〕

## 11 経済的支援

- 全体としては、現物給付優先で、必要に応じて経済的支援という考え方で良い。(第19回・佐藤委員)
- 日本の多くの企業の賃金体系にある扶養手当や家族手当も見て議論する必要がある。〔第19回・岩村委員〕
- 日本の多くの企業の賃金体系にある扶養手当や家族手当が縮小傾向にある現実があるならば、また違う議論になる。〔第19回・駒村委員〕
- 働き方にかかわらず、ユニバーサルに経済的支援をすることが大事。社会保険料免除は、実質的には所得保障だが、期間雇用者で要件に満たないと、育児休業が取れない上、所得保障もなく、社会保険料免除もない。社会保険料免除が、次世代で支える人を育てる期間を免除するという趣旨なのであれば、働き方にかかわらず、一律にやるべきではないか。  
また、産前産後休業中、社会保険料免除がなく、事業主が保険料を払い続けることは、育児休業期間中はノーワーク・ノーペイとして免除されていることと比較して、制度の一貫性がない。〔第19回・佐藤委員〕
- 乳幼児医療費の助成等は、医師不足を一方で見ながら進めていく必要がある。〔第19回・杉山委員〕
- 所得税制における保育料控除についても議論が必要ではないか。〔第19回・大堀参考人〕

## 12 情報公表・第三者評価等について

<p>○ すべての子育て家庭に、早期に、市町村内の子育て支援の取組が概観できる解りやすい情報が着実に提供される取組の促進</p>	<p>○ 市町村には、すべての子育て家庭に早期に市内の情報を届ける責務があるが、その方法がより一層標準化していければ望ましい。〔第17回・清原委員〕</p>
<p>○ 地域の子育て支援事業に関する情報を、必要な時に、容易に入手できる環境整備</p>	
<p>○ 利用者のより良い選択、サービスの質の確保・向上に向けた</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者自身による情報公表の仕組み</li> <li>・ 公的主体が、事業者からの情報を集約し、一括して客観的に解りやすく情報提供する仕組み</li> </ul> <p>の制度的位置付けや内容</p>	<p>○ <u>情報公開も必要。現在は、認可されなかった場合も、保育所側が何故なのか理解できていなかったり、保護者も、認可されたところと、そうでないところの違いを十分理解できなかったりするが、事業者も利用者も、皆が理解できることが重要。</u>〔第19回・宮島委員〕(再掲)</p> <p>○ 例えば、認可保育所の情報と、認可外保育施設の情報を、同じような取扱いで並べて情報提供することが適切か。情報の中立性というのは一体何か。問題を含めて出すのが中立なのではないかといったことを子どもの視点で考えていく必要がある。〔第17回・山縣委員〕</p> <p>○ きちんとした調査・評価ができるかという点が心配。介護の情報公表でも、次世代育成支援で行う場合でも、調査員の養成・研修はどうしても必要。ある程度公費負担を入れることによって、厳密性や正確性を担保する必要がある。〔第18回・岩渕部会長代理〕</p> <p>○ 介護の情報公表の場合、都道府県単位で情報公開をしているが、量が膨大になり紙媒体では対応できないという話になったが、市町村単位で行えば、もう少しきちんと詳しくできるのではないか。〔第18回・岩渕部会長代理〕</p>

○ 保育における第三者評価のあり方、受審促進方策

- 保育に限らず対人社会サービスの質は非常に情報が不完全であり、仕組みがなぜ十分機能しないのかはきちんと議論する必要がある。〔第18回・駒村委員〕
- 保護者は自分が選択している保育をどうしても良い方に評価しがちだというバイアスがある。子どもの視点に立った保育の評価方法を考えていく必要がある。〔第17回・大石委員〕
- 子どもの視点から見た評価を、どのようにすればできるかという点では、未だ混乱がある。(第17回・清原委員)
- 評価機関の質を上げていくような仕組みを考えていかなければいけない。〔第17回・駒村委員〕
- 実際にはかなりサーベイヤーの質にばらつきがあり、第三者評価機関そのものが本来評価を受けなければいけないぐらいのところがある。〔第17回・吉田委員〕
- 評価者を評価するシステムがきちんとできていれば機能するはずだが、どうもきちんと回っているかどうか。〔第18回・駒村委員〕
- 現行制度は、どの機関に評価してもらうかということ、自分で選択し、しかもいつ調査を受けるかも事前に分かる仕組み。自分達的能力を上げていこう、透明化していこうという仕組みとしては中途半端。イギリスのオフステッドは抜き打ちで評価機関が指名した人にアンケート調査する等、きちんとやっている仕組み。〔第18回・駒村委員〕
- 厳しい評価機関の方が高く評価されるという仕組みがあれば良い。〔第17回・駒村委員〕

○ 保育における第三者評価のあり方、受審促進方策

- 現状では受審する事業所が少なすぎるが、第三者評価という情報の生産に、何らかの公的補助を行っていくことにより、機能させていく必要がある。〔第17回・駒村委員〕
- イギリスでは、幼児教育の無償化をしているが、オフステッドによる第三者評価の受審をその要件としている。〔第18回・吉田委員〕
- 第三者評価が最も必要なのは、実は認可保育所ではなく認可外保育施設ではないか。必要な経費等をどのようにして保障し、認可外保育施設が率先して受けるような仕組みをつくっていけば良いか。〔第17回・大石委員〕
- 第三者評価の受審には経費が掛かり、毎年受審するのは難しいが、三鷹市においては、第三者評価の経験を踏まえ、自己点検・自己評価や保護者のアンケート調査を毎年行うようにしている。第三者評価の取組プロセスをどう日常化していくか、常に保育の質を評価する仕組みを日常的な保育の取組の中に落とし込んでいくということが重要。  
また、第三者評価結果は公表し、改善していくという、PDCAサイクルを保育所にも取り入れていくことが極めて重要であり、実際のサービスの質の向上・改善に反映することを共有して進めていくことが大事。〔第17回・清原委員〕

## 13 財政方式・費用負担

- 欧米諸国と比べ、財政投入が極めて小さい。そのことが、今日のサービスの遅れを生じさせている。〔第18回・野呂委員〕
- 財源確保がしっかりとないと、子どもたちに関する議論は空論に終わってしまう。〔第18回・野呂委員〕
- 重点戦略の試算で含まれていないもの(社会的養護、質の向上、施設整備等)も入れたらマックスでどのくらいなのか。また、財源規模に応じたプライオリティを検討していく必要がある。〔第19回・福島委員〕
- 少子化対策への公費投入の拡充が必要であり、安定財源として消費税をあてるべき。保育の仕組みの議論も、財源なくしては実現できない。また、少子化対策の改革を踏まえたトータルの費用規模を示すことが必要。〔第18回・中村参考人〕
- 保育でも、公立認可保育所と、私立認可保育所と、認証保育所とでは、それぞれ負担割合が異なる現状にある。国の役割、都道府県の役割、市町村の役割を財源部分で明確化するとともに、監督責任等についても、それぞれの役割分担が国民本位で最適化されるよう考えていければ。〔第18回・清原委員〕
- 自治体の財政事情はますます厳しさを増しており、自治体間でサービス内容や水準に開きが生じてきている。現状のままでは、保育や放課後児童クラブの伸びに対し、必要な財源確保は難しく、新たな需要に対応できない自治体が多く生じ、財政力に起因するサービス格差が容認できないほど広がっていくおそれがある。〔第18回・野呂委員〕

- 公立保育所運営費の一般財源化などにより、人件費の圧縮や、保育所の確保、質の確保といったところで様々な問題が生じてきている。〔第18回・野呂委員〕
- 公立保育所運営費については、一般財源化以降、市の単独支出額が増加し、決算額の1割弱を占めるに至っている。〔第18回・清原委員〕
- 雇用を含めた様々な中で、事業主の負担がやや軽減されているのではないか。もう少し社会的責任を感じていただき、将来的には国内市場あるいは労働力の面で非常に重要な制度であることを理解いただき、前向きに取り組んでいただきたい。〔第19回・岩淵委員〕
- 少子化対策は国家の問題であり、企業も一定の役割を担うが、まずは国の財政投入が前提となる。〔第19回・福島委員〕
- 働き方により必要となる延長保育が、公費と利用者負担で賄われているのは、基本的に納得がいかない。ある程度事業主にも負担していただく必要があるのではないか。その場合、働き方の見直しに取り組む事業主に対しては、負担を軽減する措置(メリット制等)等を検討するべきではないか。〔第18回・篠原委員〕(再掲)
- 延長保育にかかわらず、両立支援に積極的な企業に対しては、メリット制があってもよく、全般的に工夫できるのではないか。〔第19回・駒村委員〕
- 延長保育にこだわらず、メリット制のような何らかの措置ができれば、企業も積極的になれるのではないか。〔第19回・篠原委員〕

## 14 その他

<p>○ その他</p>	<p>○ 実態として、保育所と幼稚園の預かり保育は、相互補完関係に立っている。 〔第12回・清原委員〕</p> <p>○ 待機児童対策を保育制度の中でのみ考えるかどうか。幼稚園や家庭的保育など、質を落とさずに量を確保する方法が議論できるのではないか。〔第12回・山縣委員〕</p> <p>○ 3歳未満は保育所しかない一方、3歳以上は幼稚園や認定こども園があり、待機児童のことを考えても、自ずと違う部分がある。〔第12回・吉田委員〕</p>
--------------	---